

令和2年5月28日

高等教育修学支援新制度の対象となる学生、  
並びに学費負担者の方へ

学校法人福岡工業大学

**高等教育修学支援新制度にかかる学費減免相当額の早期返還について  
(お知らせ)**

新型コロナウイルス感染症の影響により、精神的・経済的な不安を抱く学生・保護者の方も多くいらっしゃるものと推察いたします。心より、お見舞い申し上げます。

本学では、高等教育修学支援新制度の趣旨と同様に、学生が経済的な要因で修学を断念することがないように、家計負担の軽減を図ることを基本的な考え方としています。

そこで、新制度に採用された学生で、既に納入いただいている前期授業料等が学費減免額を上回る場合には、すみやかに相当額の返還手続きを行う予定としております。

具体的には、まず、昨年12月の在学予約採用者(2~4年生)について返還いたします(6月下旬)。以降順次、高校予約採用者(1年生)、本年4月以降の定期採用者の順に、返還の手続きを進める予定です。

なお、本年4月以降の定期採用者については、現在、国(日本学生支援機構)が減免の認定手続きを進めていますので、決定次第、すみやかに減免相当額を返還します。

本学では、学生の修学継続、家計の負担軽減に向けた取り組みを強く進めており、決定事項について、今後も速やかに対応しますので、ご理解いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上

【本件に係る問合せ先】福岡工業大学

財務部経理課

TEL(092)606-0619

受付時間 9:00~17:00(土日祝日除く)